

令和6年第 3回
総会
3月

白井市農業委員会会議録

令和6年3月5日 開会

令和6年3月5日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年3月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第5号 令和5年度第8次農地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

4月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 3月21日木曜日
- ・事前審査会(案) 3月28日木曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 4月9日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、こんにちは。

大分寒暖の差が激しくなってきました。

これも、春が近づいてくるのかなと思います。

春になると皆さんのお仕事関係も大分忙しくなると思いますが、頑張ってくださいと思います。

また、本日の案件、久しぶりに多くの案件がありますので、慎重なる審議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和6年3月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名人は、5番、五十嵐玲子委員、6番、高宮正明委員を指名します。

説明および記録を事務局でお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和6年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、折立字向地の1筆です。

地目は畑。

地積は合計で495平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は251アールです。

義務者も記載のとおりです。

申請事由は売買による所有権移転です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

山崎正司委員。

山崎正司委員 農業委員1班班長、山崎です。

それでは、議案第1号、3条申請に関わる調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、権利者本人が出席されました。

申請地は市役所から北北西に1.9キロメートルに位置しております。

申請地の現状ですが、以前、違法建築物が建ててあったようですが、現在は建物も撤去され、きれいに耕運されています。

進入路は県道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している農機具は、貨物自動車2台、トラクター3台、田植え機1台、コンバイン3台等、農機具はそろっております。

労働力は、本人、長男、長女と農業に従事しています。

年間従事日数ですが、350日、技術力もあります。

現在所有している農地は、一部を除き効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中村会長 　ただ今、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いいたします。

押田勝巳委員 　推進委員の押田です。

この土地は、もともと権利者の畑に接しているというか、隣なのですけれども、もともとは義務者の実家が権利者の家だったらしいので。兄弟でやっているところで商売やっていて、やめて、置き場に使っていた。事務所に使っていた土地を、農業をやめてしまったので、それで買い戻していくとか、買ってくれと相手から来て、契約料が高いですけれども、もともとはそこで苗木等を育てようということで、そう言うならぜひ買ってくれということ言われたので、買ったそうです。

そこで苗木を育てるということです。

それで問題ないと思います。

以上です。

中村会長 　事前審査会の報告および地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

どうぞ。

海老原菊夫委員 　海老原です。

これ、売買の件なのですけれども、この売買の件については、運転資金とかそういう説明はいらないのかな。

中村会長 　特にないのかな。

海老原菊夫委員 　教えてください。

中村会長 　事務局。

分かりますか。

海老原菊夫委員 　よくみんなやるときに、資産が、お金がどうか。

株の運転資金とか。

一応、売買ですよ、これね。

事務局 　この3条については、その資金の資力の証明までは求めていません。

海老原菊夫委員 求めていないんですか。
事務局 はい、転用のときは求めています、所有権移転だとそこまで求めていません。
海老原菊夫委員 分かりました。
中村会長 よろしいですか。
海老原菊夫委員 はい、ありがとうございます。
中村会長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号
農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。
許可することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決し
ます。
続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とい
たします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。
それでは、2ページを御覧ください。
議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について。
下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、提出いたし
ます。

令和6年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字富塚字宮ノ前の4筆の一部です。

地目は畑。

地積は、4筆の合計で0.25平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、一時転用で営農型太陽光発電施設用地とするためです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたし
ます。

山崎正司委員。

山崎正司委員 それでは、1班班長山崎です。

それでは、議案第2号、4条申請についての調査報告を行います。

当日は権利者本人が出席されました。

まず、立地条件ですが、申請地は市役所から北西に約2.5キロメートルに位置しております。

隣接する自宅が市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、第2種農地として判断いたします。

転用目的ですが、平成27年に農地法第4条第1項の許可を受け、営農型発電設備を設置済みで、今回の申請はその更新のための申請であります。

今までの耕作状況から考えても、何ら問題はないと思われまます。

以上です。

中 村 会 長 　ただ今、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

最適化推進委員の小林幸子委員、お願いします。

小林幸子委員 　小林です。

申請人の方から確認ということでお話を聞きましたら、更新なので特に何も問題はないのですが、今まで3年で県のほうへの申請を行っていたところですが、問題がないということで、3年から10年に変更したということをおっしゃっていました。

以上です。

中 村 会 長 　事前審査会の報告および地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 　では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第4条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 　賛成全員です。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事 務 局 　事務局の今井です。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和6年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字折立字向地の1筆です。

地目は畑。

地積は、603平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、賃借権の設定、駐車場とするものです。

2番、大字富塚字舂形の1筆です。

地目は畑。

地積は、397.94平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、使用貸借権の設定、専用住宅とするものです。

3番、大字清戸字和田前の1筆です

地目は田。

地積は、234平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、所有権移転、駐車場とするものです。

4ページを御覧ください。

4番、大字富士字南園の2筆です

地目は畑。

地積は、2筆合計で8,018平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、所有権移転、特定建築条件付売買予定地とするものです。

5番、大字富士字南園の1筆です。

地目は畑。

地積は、8,249平方メートルのうち900平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、一時転用、工事用道路とするものです。

なお、次の6番、7番につきましては、申請の取下げがされています。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

山崎正司委員。

山崎正司委員 それでは、議案第3号、1番、農地法第5条の申請についての調査報告を行います。資料は3番です。

当日は、権利者本人と代理人の方が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北北西に1.8キロメートルに位置しております。

農地区分としては、農業生産力の高い第1種農地ですが、既存施設の拡張で拡張面積が2分の1を超えず、拡張部分が既存の施設に隣接しているため、例外事由に該当すると判断いたしました。

転用目的ですが、権利者は保育園を経営されており、近年、園児が増えて、それに伴い保育士の数も増えました。

保育士や園児を送迎する軽の駐車場の増設のため、当該申請地を新たな駐車場として利用したいとのことです。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということですが、申請面積は603平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われれます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手すると思われれます。

周辺農地への支障ですが、近隣説明では特には問題ないということです。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題はないと思われれます。

次に、議案第3号、2番、5条申請についての報告をいたします。

資料は4番です。

当日は、建設会社の方が代理人として出席されました。

立地基準ですが、申請地は市役所から北北西に2.8キロメートルに位置しております。

用地区分としては、第2種農地として判断いたします。

県道に面しており、進入路は確保されております。

転用目的ですが、義務者の次男が分家住宅の建設のため、当該申請地を利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請地は住宅建設用地ということですが、397.94平方メートルであり、事業計画との関係においては面積妥当と思われれます。

資金は借入金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手すると思われれます。

周辺農地への支障ですが、近隣説明では特に問題はないということです。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題はないと思われま

次に、議案第3号、3番、5条申請について報告いたします。

資料は5番です。

当日は、権利者、義務者の代理人の方が出席されました。

立地条件ですが、申請地は市役所から東に3キロメートルに位置して

市道に面しており、進入路は確保されております。

用地区分としては、第2種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、権利者の方は現在、塗装業を営んでおりますが、会社の車や従業員の車等で敷地が手狭なため、当該申請地を新たな駐車場として利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請地は駐車場ということですが、申請面積は234平方メートルで、事業計画においては、面積妥当と思われま

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手すると思われま

近隣農地への支障ですが、近隣説明で特に意見はないとのこと

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題はないと思われま

最後に、義務者の方は以前より当該申請地を許可なく盛土しており、その事象に対する始末書が別紙にて事務局のほうに提出されています。

次に、議案第3号、4番、5番。関連ありますので、一緒に報告させていただきます。

農地法第5条申請について報告いたします。

資料は6番、7番です。

当日は権利者の方が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から西南西へ3.7キロメートルに位置して

農地区分としては、第2種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、4番においては、白井市まちづくり協議会において事業者として設定され、関係地権者からの土地の取得を実施、特定建築条件付予定地事業として計画をしております。

5番においては、特定建築条件付予定地事業の工事に当たっての工事車両等の道路として、一時転用として使用いたします。

次に、一般基準ですが、本申請地は分譲住宅用地としてですが、申請面積は8,018平方メートルで、住宅35棟が建つ予定で、事業計画との関係においては、面積妥当と思われま

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手すると思われま

近隣農地への支障ですが、近隣説明で特に意見はないとのことでした。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準、何ら問題はないものと思われます。

以上です。

中村会長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いいたします。

押田勝巳委員 推進委員の押田です。

義務者は農地をいっぱい持っているのですけれども、もう農業はしていません。家では誰も。

それで、土地はいっぱい余っています。

ただ、空いている状態で、この保育園のさっき説明ありましたように、従業員の車がいっぱいあるので、違う所を借りて以前、停めていたのですけれども、農地に停めていてまずいということで指摘して、ここに新しく建物、施設の脇ということで許可を取って駐車場にするということになりました。

それで一応、両方とも納得してやっておりますので、問題ないと思います。

以上です。

中村会長 2番について、最適化推進委員の小林幸子委員、お願いいたします。

小林幸子委員 小林です。

班長さんの説明のとおりでございますが、そこは小学校の通学路になっておりますので、工事等について大型車も入ると思いますので、十分気をつけて行ってくださいというようなお話を義務者の方には伝えておきました。

あとは、井戸も水道がないので、井戸のほうも掘るということだったので、その辺の配慮をお願いしますということをお話ししておきました。

以上です。

中村会長 3番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 推進委員の松丸です。

班長より説明があったとおりではあるのですけれども、権利者と会いまして話合いましたので、報告します。

土盛りしたという話がありましたが、これ、父親の代に土地改良もされていない、かなり深い田んぼであったということで、隣接した田んぼと一緒に土盛りをしたそうです。

現在、農業もやっていないので、相続してからも保全管理をずっとしていたということでした。

今回の申請に当たりましては、権利者が隣家であったこともあって、駐車スペースのことで何回か相談があったそうです。

そういう場所もないということで、今回相談に乗りまして、今回この申請に至ったそうです。

以上です。

中村会長 4番、5番について、最適化推進委員の伊藤 治委員、お願いいたします。

伊藤 治委員 富士地区担当推進委員の伊藤です。

義務者の義理の弟さんと代理人の方にお話を伺いました。

申請地は以前、義務者の父と義務者と営農をしておりましたが、数年前に父が亡くなられてからは、義務者1人では作付できず、除草作業のみの管理になっていたそうです。

義務者の方は生活力が少し弱い方だそうで、妹さん夫婦が生活費などを工面するために、今回の申請に至ったそうです。

申請であります井戸を全戸に引くということですが、こちらは既存の上下水道に接続することは本申請地では許可が得られないということですので、印西市で実績のある各戸に井戸を設置する施工を選択したそうです。

以上です。

中村会長 事前担当委員の報告および地区担当委員雄補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

中村会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

次に、2番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中村会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、3番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中村会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、3番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、4番、5番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

中村会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、4番、5番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、5ページを御覧ください。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

下記のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明願がありましたので提出いたします。

令和6年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字富士字西の1筆です。

地目は畑、現況も畑です。

地積は、3,000平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

経営面積は222アールです。

申請事由は、相続税の納税猶予を受けるためでございます。

以上です。

中村会長 本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

最適化推進委員の伊藤 治委員、お願いいたします。

伊藤 治委員 富士地区担当推進委員、伊藤です。

委任された会計事務所の方にお話を伺いました。

申請人は、鎌ヶ谷市で梨を栽培し、直売をされているそうです。
本申請時は父親との共同名義ではありましたが、法定相続し、猶予を受けたいとのことです。

この農地では、今まで同様に露地野菜を栽培したいとのことです。

以上です。

中 村 会 長 続いて、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手を願います。
ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号
納税猶予に関する適格者証明願について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。
議案第4号 納税猶予に関する適格者証明願について承認することに可決いたします。

続きまして、議案第5号 令和5年度第8次農用地利用集積計画の決定についてを
議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

6ページを御覧ください。

議案第5号 令和5年度第8次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第
56号）附則第5条第1項の規定により別紙のとおり令和5年度第8次農用地利用集積
計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和6年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、7ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、8ページを御覧ください。

令和5年度第8次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、折立字東の2筆です。

地目は田。

利用権設定面積は1,912平方メートル。

設定する権利は、種類が使用貸借。

内容が水稻。

期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は251アール、新規でございます。

2番、折立字前原の1筆です。

地目が畑。

利用権設定面積は1,236平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が普通畑。

期間が1年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は85アール、更新です。

3番、中字砂久保の2筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は2,204平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が普通畑。

期間が6年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は23アール、新規です。

4番、神々廻字前田の3筆です。

地目は田。

利用権設定面積は2,178平方メートル。

設定する権利は、種類が使用貸借。

内容が普通畑。

期間が4年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は71アール、新規です。

5番、名内字下田の2筆です。

地目は田。

利用権設定面積は2,049平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が水稻。

期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は89アール、更新です。

6番、平塚字八幡下ほかの15筆です。

地目は田。

利用権設定面積は11,751平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が水稻。

期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は441アール、新規になります。

以上でございます。

中村会長 農用地利用集積計画については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

1番、3番、4番、6番については、新規ですので、地区担当委員の説明がございます。

1番について、最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いいたします。

押田勝巳委員 押田です。

1番について説明します。

地主の旦那さんが具合悪くなってしまってから四、五年田んぼ作っていなかったのを今度の借主が見て、貸してくれないかと言ったら、いいですよということで、少し田んぼを増やそうということで、借りてやるそうです。

道具は全部そろっております。

以上です。

中村会長 3番について、最適化推進委員の小林委員、お願いいたします。

小林幸子委員 2月に申請がありましたところの関係で、隣の土地であるということで、今回併せて同じ方に利用権の設定をお願いしたということです。

もともとの土地を持っている方が隣にあったので、それで紹介を受けて、またお願いするという形になったとお聞きしました。

以上です。

中村会長 4番について、最適化推進委員の山崎操夫委員、お願いいたします。

山崎操夫委員 本人に電話したところ、いろいろな野菜を作っていきたいということでした。今回の土地の隣で既に野菜を作っているとのことでしたので、特に問題ないと思います。

中村会長 6番について、最適化推進委員の秋谷裕一委員、お願いいたします。

秋谷裕一委員 秋谷です。

本人に話を聞いたところ、20年以上水稻栽培の経験があり、機械設備もそろっていて、販売先も多く持っていて、赤飯やおこわ、大福などの加工販売もしていて、やおぼあくなどの直売所にも卸しているそうです。

農業の意欲が高い人物だと思われまますので、問題がないと思います。

以上です。

中村会長 続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第5号令和5年度第8次農用地利用集積計画の決定についてを、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

中村会長 賛成全員です。

議案第5号 令和5年度第8次農用地利用集積計画の決定について承認することに可決いたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より、説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

9ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程の第6条第6号、第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和6年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

10ページを御覧ください。

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

11ページを御覧ください。

② 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出でございます。

12ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

令和6年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

合意解約の届出報告になります。

13ページを御覧ください。

報告第3号 荒廃農地の非農地化について。

下記のとおり、農地法第2条第1項の規定する農地に該当しない旨の通知をいたしましたので報告いたします。

令和6年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

専決処分については以上でございます。

続きまして、表紙に返っていただきまして、4 報告協議事項の(2)その他で、4月の事前審査会、総会の日程についてです。

申請の受付締切りが3月21日木曜日。

事前審査会が3月28日の木曜日。

担当は、第2班になりますので、よろしく申し上げます。

時間は午前9時から、本庁舎2階災害対策室2になります。

総会につきましては、令和6年4月9日火曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案については全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人